

相続法制の見直しに当たっての検討課題

第 1 相続法制の見直しにおける基本的な視点

- 相続法制については、昭和 55 年に配偶者の法定相続分の引上げ及び寄与分制度の導入等の改正がされて以来大きな見直しはされていないが、その間にも高齢化社会が更に進展して、相続開始時点での相続人（特に配偶者）の年齢が従前より相対的に高齢化していることに伴い、配偶者の生活保障の必要性が相対的に高まり、子の生活保障の必要性は相対的に低下しているとの指摘がされている。また、要介護高齢者や高齢者の再婚が増加するなど、相続を取り巻く社会情勢にも変化がみられる。

これらの社会情勢の変化等に応じ、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から相続法制を見直すべき時期に来ているものと考えられるが、どのように考えるか。

第 2 考えられる検討項目

1 配偶者の居住権の保護

- 配偶者の一方が死亡した場合に、他方の配偶者は、それまで居住してきた建物に引き続き居住することを希望するのが通常であり、特にその配偶者が高齢者である場合には、住み慣れた居住建物を離れて新たな生活を始めることは精神的にも肉体的にも大きな負担になると考えられる。また、相続開始の時点で、配偶者が高齢のため自ら生活の糧を得ることが困難である場合も多くなってきていることから、配偶者については、その居住権を保護しつつ、将来の生活のために一定の財産を確保させる必要性が高まっているものと考えられる。

このような観点から、残された配偶者の居住権を保護するための方策を検討すべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。

2 配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現

- 相続人となる配偶者の中には、婚姻期間が長期間にわたり、被相続人の財産の形成又は維持に貢献をしている者もいれば、高齢になった後に再婚した場合のように、婚姻期間も短く、被相続人の財産の形成又は維持にほとんど貢献していないような者もいる。しかし、現行法上、配偶者の法定相続分は一律に定められており、個別具体的な事情は寄与分において考慮されるにすぎないため、必ずしも当事者間の実質的公平が図れていないとの指摘がされ

ている。また、離婚における財産分与においては、配偶者に実質的夫婦共有財産（夫婦が婚姻中に協力して得た財産）の2分の1の取得を認める取扱いが原則化しつつあることからすれば、遺産の多くが実質的夫婦共有財産である場合には、配偶者は、遺産分割において、自己の実質的な持分を取り戻したにすぎず、被相続人の実質的な持分（名実共に被相続人の財産となる部分）からは何ら財産を承継していないことになっているとの指摘もある。

このような観点から、遺産分割においても、遺産の形成に対する配偶者の貢献の有無及び程度をより実質的に考慮し、その貢献の程度に応じて配偶者の取得額が変わるようにすべきであるとの指摘がある。

他方で、個々の遺産分割に関する紛争において、遺産の形成に対する配偶者の貢献の有無及び程度を実質的に考慮すべきことになると、この点をめぐって当事者間で主張立証が繰り返され、相続に関する紛争がより一層複雑化・長期化することが予想される。また、相続の場合には、離婚における財産分与の場合とは異なり、婚姻関係の当事者でない他の相続人がこの点について主張立証をしなければならなくなるため、これを適切に行うことができるのか疑問があり、また、結果に対する予測可能性の低下を招くとの指摘もある。

以上の点について、どのように考えるか。

3 寄与分制度の見直し

- 高齢化社会の進展に伴い、要介護高齢者も増加しているが、例えば、被相続人に複数の子がいる場合のように、被相続人に対して扶助義務を負う者が複数いて、療養看護についても同等の役割を果たすことが求められているにもかかわらず、実際には、そのうちの一部の相続人のみが専ら療養看護を行うなど、貢献の程度に顕著な偏りがある場合も多いといわれている。しかし、寄与分の要件である「特別の寄与」は、一般に、被相続人との身分関係に基づいて通常期待される程度を超える貢献があったことを意味すると解されていることから、扶助義務を負う者がした療養看護については寄与分が認められにくいとの指摘もされている。

このため、療養看護についての貢献については、高齢者に対する療養看護の重要性が増していること等を踏まえ、寄与分の要件を緩和すべきであるとの指摘がある。

他方で、上記のような見直しをすると、寄与分を認めるか否かを判断するために、寄与分を主張する相続人だけでなく、寄与分を主張していない他の相続人の貢献の程度についても裁判所が資料を収集する必要が生ずることになるなど、寄与分を定める事件の紛争が複雑化・長期化するおそれがあるとの指摘もある。

以上の点について、どのように考えるか。

4 遺留分制度の見直し

- 現行民法の遺留分に関する規定は、単独相続である家督相続を中心とした旧民法の規定に最小限度の修正を加えたのみでほとんどそのままこれを踏襲したものであるため、現行民法の共同相続を前提として、共同相続人間で生じ得る問題について十分な配慮がされていないとの指摘がされている。条文上も、受遺者又は受贈者が相続人であるかそれ以外の第三者であるかによる区別はされていないが、判例上、例えば、①受贈者が相続人である場合には、民法第1030条の規定にかかわらず、原則として遺留分算定の基礎となる財産について時期的な制限を設けないこととされ（最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁）、また、②遺贈の減殺割合について定める民法第1034条の「目的の価額」の算定についても、受遺者が相続人である場合には、受遺者の遺留分額を超える部分のみがこれに当たるという解釈がされる（最判平成10年2月26日民集52巻1号274頁）など、判例によって遺留分に関する規律の補充がされている状況にある。

このように、現行の遺留分制度については、昭和22年の民法改正の際に現行の共同相続制度を踏まえた十分な検討がされなかったために、分かりにくく複雑なものになっているとの指摘があるが、どのように考えるか。

- 現行の遺留分制度の趣旨・目的については学説上も様々な考え方があるようであるが、一般には、遺族の生活保障や遺産の形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算等が挙げられている。

もっとも、これらの点については、高齢化社会の進展に伴い、相続が開始した時点で相続人である子も既に経済的に独立していることが多く、その生活を遺留分によって保障する必要が少なくなってきたとの指摘や、核家族化等に伴い経済的に一体性を保つ家族が減少した結果、財産形成に対する相続人の寄与の割合が相対的に低下し、相続人が寄与した分を取り戻すという遺留分の機能が必ずしも妥当しなくなっているとの指摘もされている。

このような観点から、遺留分制度の在り方そのものを見直すべき時期に来ているのではないかと指摘があるが、どのように考えるか。

- 現行法の下では、遺産分割事件は家庭裁判所における家事事件の手続で解決されるのに対し、遺留分減殺請求事件は地方裁判所の訴訟手続で解決され、紛争解決手続が異なることから、これらの法律関係を柔軟かつ一回的に解決することが困難になっているとの指摘がされている。

また、現行の遺留分制度においては、受遺者又は受贈者等の財産形成に対する貢献を寄与分として考慮することはできないと解されているが、これでは当事者間の実質的公平を図ることができないとの指摘もある。

このような事態を解消するため、遺留分減殺請求事件を家庭裁判所で取り扱うこととした上で、遺留分制度においても寄与分を考慮することができる

ようにすべきであるとの指摘がある。

他方で、上記のような見直しをすると、当事者が寄与分に関する主張立証を繰り返し、又は家庭裁判所による裁量権の行使の在り方をめぐって争うなど、紛争が複雑化する可能性を否定することはできない。また、訴訟手続によることなく受遺者又は受贈者の財産権の一部を喪失させることの当否については、慎重に検討すべきであるとの指摘もある。

以上の点について、どのように考えるか。

5 相続人以外の者の貢献の考慮

- 現行法上、寄与分は、相続人にのみ認められるものであることから、相続人以外の者（例えば、相続人の配偶者等が考えられる。）が遺産の形成又は維持に多大な貢献をしている場合であっても、その分配を受けることはできないが、この点については実質的公平に反するとの指摘がされている。

そこで、この点を改め、相続人以外の者であっても、一定の貢献をした場合には、遺産の分配を求めることができるようにすべきであるとの指摘がある。

他方で、遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮することについては、相続人以外の者にも一定の範囲で権利行使の機会を付与する必要があるため、実際には評価するに足る貢献をしていない者が遺産分割手続に参加して遺産の分配を求め、そのために遺産分割に関する紛争が長期化するなど、相続人の利益を不当に害するおそれがあるとの指摘もある。

以上の点について、どのように考えるか。

6 預貯金等の可分債権の取扱い

- 現行法上、預金債権等の可分債権は、相続によって当然に分割され、原則として遺産分割の対象にはならないと解されているが、可分債権は、各自の相続分に応じて遺産を分配する際の調整手段として有用であり、これを遺産分割の対象から除外するのは相当でないとの指摘もされている。この点について、どのように考えるか。

7 遺言

- 現行の遺言制度（例えば、遺言の方式、遺言能力、遺言事項等）について、見直しを検討すべきところはないか。

8 その他

- そのほかに、相続法制について、見直しを検討すべき事項はないか。

以 上